静岡県総合社会福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和58年静岡県条例第7号)第13条の規定により 次のとおり指定管理者を指定したので、同条例第14条の規定により公示する。

令和6年1月4日

静岡県知事 川勝平太

施設の名称	指 定	管 理 者 名 称	指定の期間
		静岡県社会福祉協議会・ 静岡ビル保善グループ	
静岡県総合社会福祉会館	静岡市葵区駿府町 1番70号	代表団体 社会福祉法人静岡県社会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
		福祉協議会 会長 神原 啓文	